

国民健康保険通信

— みんなの国保を守るために —

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

4月から倒産・解雇などで職を失った失業者に対する国保税の軽減制度が開始

国保税減額を受けるには申請が必要ですよ

Q 対象者は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、次に該当する方です。

雇用保険の特定受給資格者

（倒産・解雇などによる離職など）

雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどによる離職）

として求職者給付を受ける方

雇用保険受給資格者証の離職理由が、「11・12・21・22・31・32」「23・33・34」に該当される方が対象です。
高年齢受給資格者や特例受給資格者は対象外です。

Q 持ち物は？

保険証
雇用保険受給資格者証
印鑑

Q 軽減額の算定は？

国保税は前年の所得などにより算定されます。
前年の給与所得をその100分の30とみなし国保税を算定することで、国保税が軽減されます。

Q 軽減期間は？

離職の翌日から翌年度までの期間です。

雇用保険の求職者給付を受けられる期間とは異なります。

届け出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

国保加入中は、途中で就職しても引き続き軽減の対象になります。ただし、会社の健康保険に加入するなど、国保を脱退すると終了します。

Q 制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職した方は、平成22年度に限り国保税が軽減されます。

ただし、平成21年度の国保税は対象外です。

Q 高額療養費の所得区分の判定と軽減適用期間は？

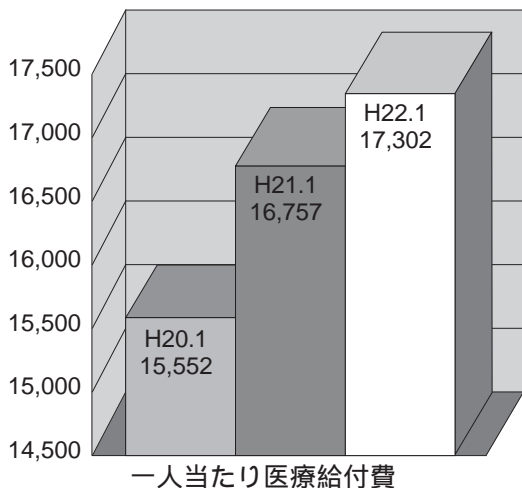
国保税と同様に前年の給与所得をその100分の30とみなして、所得区分の判定を行います。

適用期間は、離職日の翌日に関する月から、その月の属する翌年度末までです。

平成22年1月医療給付費

（国保会計からの支払分の状況）

平成22年1月の一人当たり医療給付費は、17,302円でした。平成21年1月と比較して545円、平成20年1月と比較して1,750円も増加しています。一人ひとりの心がけが医療費節約につながります。皆様のご協力をお願いします。



■ 問合せ先
国民健康保険課 国保総務担当
☎ 055(262)4111

